

公財) 中央競馬馬主社会福祉財団からの委託による
「施設整備等助成事業」募集要項

1. 助成対象施設

- 社会福祉事業を行う、社会福祉法人及びNPO法人（但し、当該施設の所在する地域の社会福祉協議会の推薦状を添付）
- NPO法人に関しては、主に障害者関係に従事している施設
- 市区町村の社会福祉協議会自身に対しては、原則として助成対象としない。

2. 助成対象事業

- ①車両
- ②什器備品
- ③その他（修繕工事など）

3. 事業費の助成額

- 助成率は総事業費の 75%以内を原則とする。
- 助成金の上限額は、①車両については200万円、②什器備品については150万円を原則とする。なお、③その他（修繕工事など）については内容を勘案して助成額を決めることとする。

4. 申請受付け、推薦基本方針

- 受付期間は4月1日～5月31日。当協会ホームページにて申請を受け付ける。
- 障害者福祉事業を重点に、母子及び児童福祉事業、老人福祉事業、その他の公益事業とし、保育所の場合は原則、東京競馬場及び場外発売所近隣のみ受け付ける。
- 平成 28・29 年度で助成した法人については原則として受け付けない。

5. 助成事業の選定基準

- 助成なくしては、その事業の効果を十分に発揮できないと認められること。
- 当該事業の予想する効果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- 資金的に余裕のない法人。

6. 助成申請施設の調査基準

次の申請内容に該当する施設のほか、福祉委員会で必要と認めた場合は現地調査を実施する。

- 本助成事業の申請が初めての施設。
- 申請内容が施設の改修工事。
- 小規模施設については、区、市別にまとめて調査。

7. 調査の留意点

- 申請理由に見合った施設の状況かを見聞調査する。
- 備品の買い替え申請の場合、現在使用している備品の状態を調査する。
- 新規購入の備品については、それを購入することでどのような効果を生むのかを調査する。
- 修繕、改築の場合は、該当する箇所が本当に修繕必要な内容であるかを調査する。